

## 第21期 第38回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

### 1. 召集及び開催月日

召集月日 平成26年5月30日  
開催月日 平成26年6月6日

### 2. 開催及び時刻

開催場所 藤里町役場議場  
開催時刻 午前10時00分  
終了時刻 午前11時00分

### 3. 召集者及び議長

召集者 会長 小森 鉄雄  
議長 会長 小森 鉄雄

### 4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏名	出欠別	番号	職名	氏名	出欠別
1	会長	小森 鉄雄	出席	8	委員	成田 初	出席
2	職務代理者	淡路 龍美	出席	9	委員	細田 治男	出席
3	委員	山田 一達孝	出席	10	委員	齋藤 猛	欠席
4	委員	安保 広政	出席	11	委員	佐々木 靖夫	出席
5	委員	佐々木 忠久	出席	12	委員	藤原 信一	出席
6	委員	田中 文雄	出席	13	委員	安部 満	出席
7	委員	市川 一	出席	14	委員	細田 茂廣	出席

### 5. 欠席委員の番号及び氏名

10番 齋藤 猛

### 6. 議事日程

日程第1 会期の決定  
日程第2 会議録署名者の指名について  
日程第3 議案第99号 藤里町農用地利用集積計画の決定について

### 7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり  
3番 山田 一達孝 4番 安保 広政

### 8. 事務局出席者

事務局長 山田 幸喜、庶務係長 佐々木 仁志

## 9. 会議の概要は次のとおり

開会 午前10時00分

事務局 定刻でございます。

開会の前に委員の皆さまにお知らせします。秋田広域農業共済組合の理事会において、当町出戸小比内の成田初さんが総代に就任されました。このため、農業委員会等に関する法律第17条の規定により、選任委員である桂田善昭さんが平成26年6月2日付けで解任され、同時に農業委員会等に関する法律第12条第1項第1号の規定により、成田初さんが新たな委員に推薦されました。このことから、同日付けで委員に選任されております。成田さんは桂田さんの後任ですので職務を引き継ぎこととなります。

それでは、総会に入ります。

本日、都合により10番斎藤猛委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、ただいまから第21期第38回藤里町農業委員会総会を開会します。

はじめに、会長からあいさつをお願いします。

議長 おはようございます。

本日の総会に出席いただき心より感謝申し上げます。

本日は、議案が1件ございますので、ご審議のほどをお願いします。

それでは、早速報告に入ります。事務局から報告願います。

事務局 報告(1)5月行事報告・6月行事予定について別紙資料のとおり説明。

議長 ただいまの報告で、ご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」会期は6月6日本日1日限りとします。

日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、3番山田一達孝委員、4番安保広政委員をお願いします。

日程第3「議案第99号 藤里町農用地利用集積計画の決定について」

事務局から説明願います。

事務局 議案8ページをご覧ください。

議案第99号農業経営基盤強化促進法による利用集積について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、藤里町長から農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否の判断を諮問されたのでこれを提出する。平成26年6月6日提出藤里町農業委員会会長小森鉄雄。

1. 農業経営基盤強化促進事業による利用集積の設定総括表は別紙のとおり

平成26年6月6日公告予定分。ということで、利用権の設定では、賃借権の新規設定が4件、再設定が1件、使用貸借の新規設定が2件です。所有権移転では、秋田県農業公社からの4耕作後の売渡しが2件です。併せて9件です。

議案9ページは総括表になります。9件で43,915㎡の集積となります。

10ページは一覧表になります。1、2、5、6番の4件が賃貸借の新規設定で、4番が賃貸借の再設定になります。3、7番の2件が使用貸借の新規設定になります。

- 2番は、町有地未利用地貸付条例に基づき、採草地として貸付することになります。
- 議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。
- 13番 2番の利用権設定の賃借料について、10a当り4,800円になっているが、単価が高いように思います。単価の確認をお願いしたい。  
(暫時休憩をはさみ根拠資料を確認した。)
- 事務局長 確認した結果、ご指摘のとおり貸付単価が誤っています。  
町有地貸付基準では、栗の木岱地区の原野を採草地として貸し付ける場合、「畑」の単価4,800円を準用することになっている。また、無償貸付分とあわせて貸し付ける場合、有償分の単価は貸し付け基準単価の二分の一を適用することになっている。このため、2番の場合、賃借料は10a当り2,400円になります。このことを賃貸借人双方に指導し、契約書を修正しておきます。
- 議長 その他、なにかご意見、ご質問はございませんか。  
(なしの声)  
ないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。  
(異議なしの声)  
ご異議ないようですので、議案第99号は許可相当とします。
- 議長 続きまして、次第5.協議ですが、事務局から何かありますか。  
事務局 協議事項はありません。
- 議長 次第6.その他 ですが、皆さんからなにかありますか。  
(なしの声)
- 議長 ないようですので、本日の日程を終了いたします。お疲れ様でした。

午前11時00分閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 26 年 6 月 6 日

藤里町農業委員会会長  
議 長

藤里町農業委員  
署名委員  
(3 番)

藤里町農業委員  
署名委員  
(4 番)